

## 平成 30 年度

### 販路開拓サポート事業 展示会等出展支援助成金

#### 【公募要領】

##### 【助成事業】

将来に向けて経営基盤の強化や新たな販路開拓を図るための展示会や商談会等への出展に取り組む、中小・小規模事業者に展示会・商談会・見本市へ出展する際の出展費用の一部助成を行います。

【募集期間】 平成 30 年 10 月 15 日（月）～平成 31 年 2 月 28 日（木）17 時まで

##### 【申請方法】

申請書類に必要事項を記載し、商工会窓口にご提出下さい。（郵送不可）

##### （1）申請書類

- ①展示会等出展支援助成金交付申請書（様式 1） 1 部
- ②展示会・商談会・見本市の内容が分かるパンフレットやリーフレット等 1 部
- ③展示会等の出展申込書の写し 1 部

##### （2）申請書の提出先・問い合わせ先

名 称 牛久市商工会 事務局

住 所 〒300-1232 牛久市上柏田 4-1-1

電話番号 029-872-2520

受付時間 9：00～17：00（土日祝日、年末年始ほか商工会事業開催日を除く）

◆交付申請様式や本公募要領は、牛久市商工会のホームページからもダウンロードできます。

<http://ushiku-sci.org/>

##### 【注 意 点】

- ① 申し込みは随時受け付けます。商工会にて審査のうえ採択された事業所の展示会・出展に係る経費の一部を助成致します。但し、予算に限りがありますので、予算が上限に達した時点で受付は終了となります。
- ② 審査には時間がかかりますので、出展される商談会や展示会への申込期限をご確認の上、余裕をもって申請を行ってください。

## 【目 次】

1. 事業の目的	.....	2
2. 事業の対象者	.....	2
3. 助成対象事業	.....	2
4. 助成対象経費	.....	2
5. 助成対象経費区分	.....	3
6. 助成金額	.....	5
7. 申請手続	.....	5
8. 実績報告期限	.....	5
9. 手続きの流れ	.....	6
10. その他	.....	7
◆ 申請書様式及び記載例		
・ 申請の様式 (様式1)	.....	8
(様式2)	.....	9
(様式3)	.....	10
(様式4)	.....	11
・ 記載例及び記載する内容の説明 (様式1)	.....	12
(様式3)	.....	13

## 1 事業の目的

本事業は、将来に向けて経営基盤の強化や新たな販路開拓を図るための展示会や商談会等への出展に取り組む、中小・小規模事業者に対し牛久市商工会が伴走型で支援することを目的とする。

具体的には、中小・小規模事業者の独自の技術を活かした商品・サービス等の開発に取り組んでいる事業者に出展会・商談会・見本市へ出展する際の出展費用の一部助成を行う。

## 2 事業の対象者

- ① 会員事業者の独自の技術を活かした商品・サービス等の開発に取り組み、新たな需要開拓を目指す事業者であること。
- ② 牛久市商工会の会員であること。
- ③ 商工会会費を滞納していないこと。

## 3 助成対象事業

- ① 国または地方公共団体及びこれに準ずる機関が主催・共催または後援し、国内で当該年度内に開催される展示会・商談会・見本市であること。（祭りイベント等は対象になりません）
- ② 物産展などの即売を目的とするものではなく、新規の商談や取引先の開拓のために自社の看板を掲げ、社員自ら製品・技術等を紹介する展示会・商談会・見本市であること。

（参考）「金融機関が行うビジネスフェア」、「全国連主催ニッポン全国物産展」、首都圏で開催「グルメ&ダイニングショー」、「国際見本市 FOOD EX JAPAN」等

## 4 助成対象経費

### （1）助成対象となる経費

募集期間中に、申請事業者が販路開拓の取り組みに要した費用に限られます。

（※注）募集期間中に発注や引き渡し、支払等があっても実際の事業取り組みが募集期間外であれば、当該経費は助成対象となりません。募集期間中に実際に使用し、取り組みを行ったという事業完了報告が必要となります。

助成対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日以降に発生し、募集期間中に支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 経費の支払方法について

助成対象経費の支払方法は銀行振り込み又は現金払いをお願いします。助成事業者から相手方への資金の移動が確認できないため、回し手形や相殺（売掛金、買掛金の相殺など）による決済は認められません。また、クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等での支払いについても認められません。

## 5 助成対象経費区分

経費区分	助成対象経費の内容
展示会等出展経費	<p>展示会・商談会・見本市への出展に参加するための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会・商談会・見本市への出展に要する出展料や施設使用料（小間料）</li> <li>・ 会場の装飾に要する経費（模型、パネル等の制作費）（外部委託の場合のみ）</li> <li>・ 展示品の運搬に要する経費、撤去費用（レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く）（外部委託の場合のみ）</li> <li>・ 請求書の発効日や出展料等の支払日が交付決定日以前となる場合は助成対象となりません。</li> <li>・ 販売のみを目的とするものは助成対象となりません。</li> <li>・ 助成対象期間外に開催される展示会・商談会・見本市の経費は助成対象となりません。</li> <li>・ 出展等にあたり必要な機械装置等の購入は、助成対象となりません。</li> <li>・ 飲食費を含んだ参加費の計上は助成対象となりません。</li> </ul>
製品カタログ等制作費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示会・商談会・見本市で使用する製品カタログ・パンフレット等の印刷費（外部委託の場合のみ）</li> </ul>

## 【各項目の説明】

### ① 小間料 小間の使用料金

- ・ 展示会等の出展については、申し込みは交付決定前でもかまいませんが、請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日以前となる場合は補助対象となりません。

### ② 小間装飾料 小間装飾に係る経費

- ・ 展示ブースを装飾するための模型やパネル、のぼり旗などの制作費で外部委託したもの。
- ・ 備品購入については対象外となります。

### ③ 運搬料 展示品の運搬・撤去費用

- ・ 展示会等への展示品の運搬、撤去に係るための必要経費で外部委託したもの。
- ・ レンタカー代、ガソリン代、駐車料金は対象外となります。

### ④ 製品カタログ等制作料 展示会等で使用する製品カタログ等の経費

- ・ 展示会等配布する製品や商品等のカタログ、パンフレット、リーフレット等の制作・印刷を外部委託したもの。
- ・ 自社での作成・印刷は対象外となります。

## 【下記に該当する経費は対象となりません】

- ・ 助成事業の目的に合致しないもの
- ・ 自社内部の取引によるもの（助成事業者が外部委託により調達したものにかかる経費のみ補助対象とする）
- ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産、調達に係る経費
- ・ 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、水道光熱費
- ・ 電話代、インターネット利用料金の通信費
- ・ 名刺や、文房具等の事務用品等の消耗品代雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- ・ 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は助成対象とする）
- ・ 上記のほか資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 6 助成金額

助成率	助成対象経費（税抜き）の3分の2以内 ※千円未満の端数が生じた時は切捨てた額とする。
助成上限額	5万円

※ 1年度内1事業所1回限りとなります。

※ 交付決定日以降、助成金交付決定額を上回ることはできません。

なお、助成金交付決定額よりも、完了報告実績額が下回った場合は完了報告実績額が助成率の対象となります。

## 7 申請手続

### (1) 募集期間

受付開始 平成30年10月15日（月）

受付締切 平成31年 2月28日（木）

(※注) 締切り期日前であっても助成事業予算が達した時点で本年分の受付けは終了となります。

### (2) 申請書類提出先・問い合わせ先

名 称 牛久市商工会 事務局

住 所 牛久市上柏田 4-1-1

電話番号 029-872-2520

受付時間 9:00~17:00（土日祝日除く）

## 8 実績報告期限

助成事業を完了したときは、事業完了報告書を提出しなければなりません。

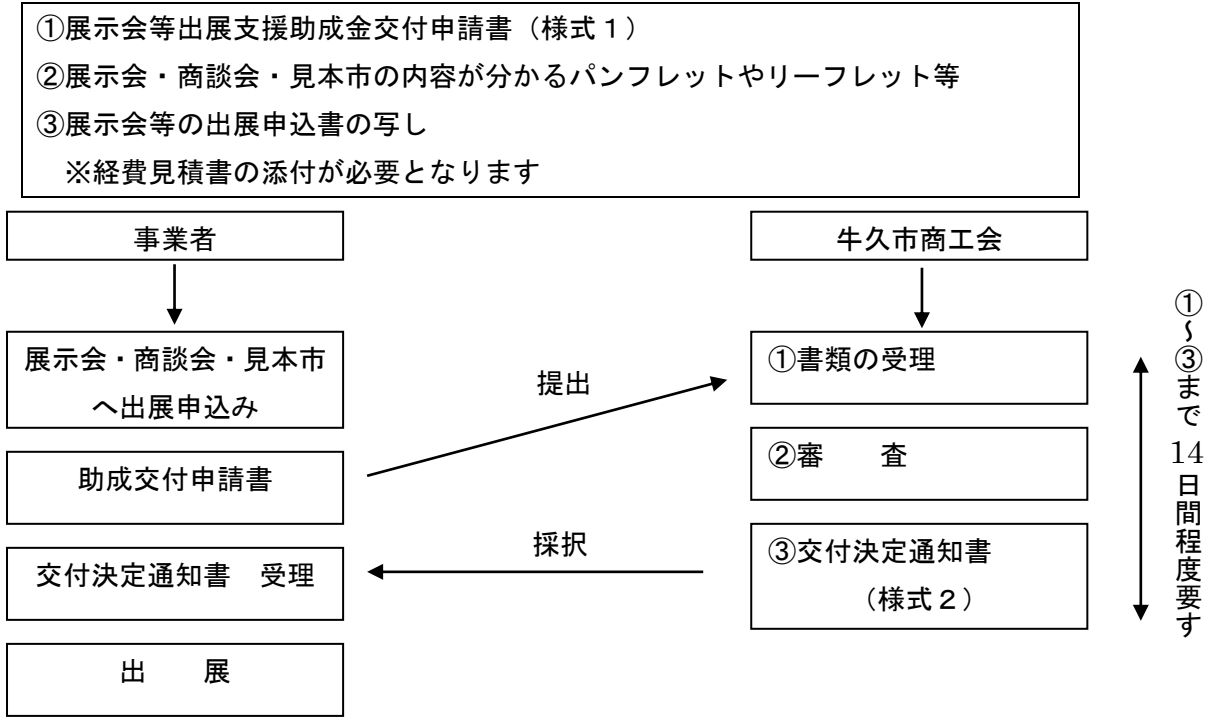
事業完了報告書の提出期限は、助成事業完了の翌月末までです。

(※注) 2月のみ事業完了報告は平成31年3月15日（金）までとします。

提出資料に基づき実施した事業内容と経費内容の確認等により交付すべき助成金の額を確定した後、順次精算払いの手続きに入ります。

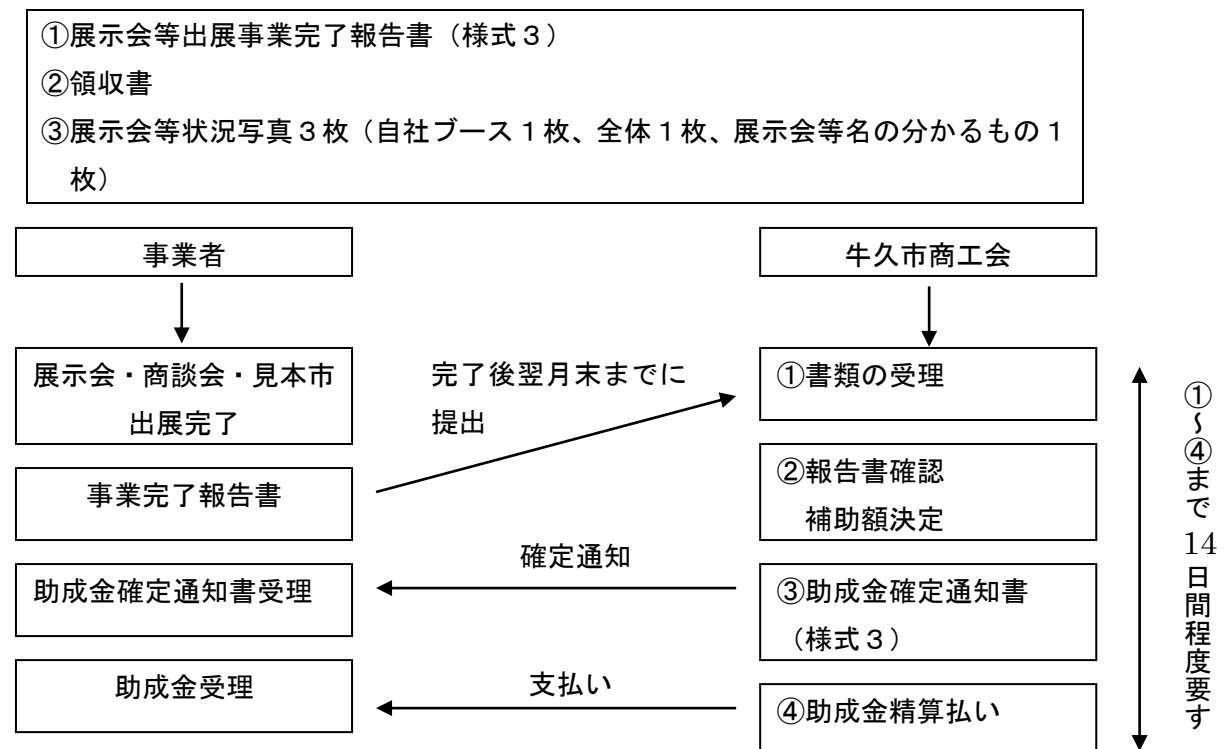
## 9 手続きの流れ

### (1) 事業実施前の申請書類の提出



※ 助成事業の採択審査は、提出資料に基づいて厳正なる審査を行います。  
 提出書類の不備のないように十分ご注意ください。

### (2) 事業実施後の事業完了報告書の提出



## 10 その他

- ① 本助成を利用した事業者に対し、その効果等を把握するためのアンケート調査を実施する事がありますので、その際にはご協力をお願い致します。
- ② 公募要領や申請様式等の内容について、予告なく変更等を行う場合があります。
- ③ 変更等の更新がなされた要領や様式等を必ずご確認の上、申請をお願いします。
- ④ 上記に明文化されていない件につきましては、牛久市商工会の判断、決定によることとします。

平成30年9月27日作成